

「訪問看護 あお」運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社ライブシンフォニーが設置する訪問看護 あお（以下「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、訪問看護の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- 1・事業の実施にあたっては、主治医の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復を図るとともに快適な在宅医療が維持できるように支援するものとする。
- 2・事業所は事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 3・事業所は事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の保険・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 1・事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2・事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、訪問看護の保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護 あお
- (2) 所在地：札幌市豊平区平岸1条17丁目2番1号東急ドエル平岸ビレジ1号棟404号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 訪問看護に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名
管理者は所属職員を指揮、監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
看護職員：保健師、看護師又は准看護師常勤換算2.5名以上
(うち常勤1名以上)
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)訪問看護を担当する。
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数※必要に応じて雇用する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 訪問看護の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から日曜日（但し、年末年始を除く）
- (2) 事務対応時間：午前 9 時から午後 6 時までとする
常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

- 第7条 1・居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
- 2・サービス提供時間：午前 9 時から午後 6 時までとする。
 - 3・常時 24 時間、緊急訪問ができる体制を整備する。

（訪問看護の提供方法）

- 第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
- (1) 利用者が主治医に申し出て主治医が訪問看護に交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
 - (2) 利用者に主治医がいない場合は、訪問看護から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

- 第9条 訪問看護の内容は以下のとおりとする。
- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助・食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
 - (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
 - (3) リハビリテーションに関すること
 - (4) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談

（緊急時における対応方法）

- 第10条 1・看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2・前項においてしかるべき処置をした場合には速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料等）

- 第11条 1・事業所は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の 1 割、2 割又は 3 割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2・訪問看護は基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置

(2)次条に定める通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費はその額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1 キロメートル当たり 100 円

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、札幌市豊平区、中央区、南区、白石区、西区、清田区とする。

(相談・苦情対応)

第13条 1・訪問看護は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2・訪問看護は前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の苦情対応の完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 1・訪問看護はサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2・訪問看護は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
3・訪問看護は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 1・事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。
(2)虐待のための指針を整備する。
(3)従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2・前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 1・訪問看護は、社会的使命感を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また業務体制を整備するものとする。
(1)採用後3か月以内の初任研修
(2)年2回の業務研修
2・従業員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
3・訪問看護は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の介護給付があった日から5年間保管しなければならない。

附則

この規定は、令和7年12月1日から施行する